

高知憲法速報

196 2009.5.5

発行：高知憲法会議事務局 088 - 872-3406

編集人 事務局 徳弘嘉孝

「輝け日本国憲法！5・3県民のつどい」に260人

今年の憲法記念日・県民のつどいは5月3日10時から高知市の県民文化ホール・グリーンで、憲法会議が主催し、こうち九条の会が協賛して開催しました。

西山潤代表委員が開会挨拶。イラク医療支援ネットワークの大嶋愛さんがピアノ弾き語りで「イラクの子どもたちが輝くとき」と題して講演しました。北海道出身28歳の大嶋さんの、映像を交えたリアルな報告と澄んだ歌声は、多くの参加者に感動を与えました。今も戦闘が続いているだけでなく、劣化ウラン弾の影響と思われる小児がんが多発、医師・看護婦など医療の体制も医薬品も不足しており、多くの子どもたちの命が失われています。その中でも強く生きている子どもたちの姿が印象的でした。

弁護士谷脇和仁さんが「改憲の動きと平和的生存権」と題して講演。ソマリア沖海賊対策を口実に派遣された自衛隊は自衛隊法82条の「海上警備活動」を根拠にしているが、本来の法律の考え方から逸脱し、自衛隊法にも違反している。4月23日に衆議院を通過した「海賊対処法案」は地域・期間を限定しない恒久派兵法であり、集団的自衛権行使に踏み切る危険がある一方、刑事司法手続きのない軍事鎮圧法で、憲法を事実で壊すものである。北朝鮮の「ミサイル」騒動では、国連決議や宇宙条約のことがほとんど報道されなかったが、人工衛星とミサイルの区別は外見では見分けがつかず、本来冷静な判断が要求された。核廃絶にむけて、6カ国協議への復帰を求める外交的努力が必要で軍事的対処はすべきでない。いま改憲派は、憲法9条「改悪」を迂回して海外派兵の既成事実を作って解釈改憲の地ならしをする一方で、明文改憲に向けて憲法審査会始動を狙うという二正面作戦をたくらんでいる。イラク派兵違憲判決の平和的生存権は具体的な権利として使うことができる、など情勢とかみあった判りやすい講演で、参加者に確信を与えました。

松繁美和幹事が閉会挨拶。連休真ん中の日曜日でしたが260人が参加しました。(参加者感想文別途)

衆議院議運委員会 中山太郎氏から意見聴取

海賊対処新法の衆議院可決と軌を一に、改憲派の明文改憲に向けた巻き返しが強まっています。与党は4月23日衆議院議運で、野党との合意なしに議長職権で憲法審査会規程案の趣旨説明を強行、27日には参考人質疑と称して中山太郎氏から、衆議院憲法調査会等における調査審議の経緯等について、意見聴取を強行しました。これに対し各野党は委員長の強引な議事運営に抗議、審査会規程に反対しました。一方、参議院外交防衛委員会は5月12日、グアム協定問題で参考人質疑を予定、参議院に送付された派兵新法は13日以降の審議入りが予定されています。憲法会議、安保破棄実行委員会呼び掛けの国会行動には、毎回多数の代表が参加、グアム協定反対、派兵新法NOのアピールを力強く展開しています。憲法しんぶん速報版4・28付衆議院憲法審査会規程の考え方(4・23与党提案)国会法の一部改正

第102条の6、第102条の7 [憲法審査会の所掌]

日本国憲法、憲法関連基本法制に関する調査
憲法改正原案の審査・提出

憲法改正の手続きに関する法律案の審査・提出(ただし、国民投票法の施行(H22.5.18)までは、は不可)
第102条の10 [委任]

憲法審査会に関する事項は、各議院の議決によりこれを定める。

憲法審査会規程の制定

1. 基本的な考え方

組織・運営ともに従来の憲法調査会規程を基本的に踏襲する。

委員数；50人 会期中・閉会中を問わず活動
会議の公開 憲法審査会事務局の設置

2. 議案審査に伴う規定の整備

規定の新設

議決(出席議員の過半数)

憲法改正原案に関する公聴会開催の義務化

合同審査会開会の決議

衆議院規則の規定の準用

基本的に法案審議に係る委員会に関する規定を準用することとする。例えば次のような規定である。

議案の付託・撤回 議案審査の手続き

委員長の権限 審査結果の議院への報告

請願等の処理 等